

3産労農水第895号

東京海区漁業調整委員会

貴海区小笠原地区における共同漁業に係る海区漁場計画（案）を別紙のとおり作成したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

なお、同法第64条第7項の規定により、海区漁場計画の決定に期限が定められているので、令和3年10月20日までに答申されるようお願いいたします。

令和3年8月10日

東京都知事 小池百合子

（公印省略）